

2020年（令和2年）分所得税確定申告で 医療費控除適用を受ける方はご注意ください

三建国保組合員の皆様へ

医療費控除の適用を受ける際に、2019年（令和元年）分までは、医療費等の領収書を添付することで控除を受けることができましたが、2020年（令和2年）分以降からは領収書の添付が不要（できない）となり、確定申告書に「医療費控除の明細書【内訳書】」を添付する必要があります。「医療費控除の明細書【内訳書】」の作成については、三建国保発行の「医療費通知」（原本）を添付することで、明細書への記入を省略することができます。医療費通知に記載分の医療費の領収書は保管の必要はありません。

ただし、三建国保が発行する医療費通知（2021年2月上旬発送予定）に記載される内容は、2019年12月～2020年11月受診分となりますので、医療費控除に適用されるのは1～11月分の医療費となります。2020年12月の医療費がある場合は、12月分のみ「医療費控除の明細書【内訳書】」に記入して作成し、合計額を計算する必要があります。明細書に記入した12月分の医療費等の領収書は、5年間自宅で保存する必要があります。

※医療費控除の明細書【内訳書】の記載例など、医療費控除の詳細については、国税庁ホームページでご確認ください。

※国税庁「医療費控除の明細書【内訳書】」様式PDF版、Excel版については、ダウンロードしてご活用ください。

※三建国保「医療費通知」は再発行できませんので大切に保管してください。